

第4号様式（第10条関係）

会 議 録 （要 旨）

会 議 名	第2回武蔵村山市介護保険運営協議会
開 催 日 時	平成22年10月28日（木） 17時 ～19時30分
開 催 場 所	市民総合センター3階 中会議室
出 席 者 及 び 欠 席 者	出席者： 佐野会長、石橋副会長、藤田委員、清水委員、笹本委員、柳川委員、加園委員、石川委員、崎田委員、山部委員 高齡障害担当部長、地域福祉課長、高齡福祉課長、地域福祉課鈴木主査、高齡福祉課諸星主査、清野主査、長谷主査 欠席者：山口委員 傍聴者：なし
議 題	報告事項1 平成22年度第1回介護保険運営協議会会議結果について 協議事項1 北部地域包括支援センター事業者の選定について 協議事項2 第5期介護保険事業計画策定に係る基礎調査の実施について 協議事項3 広域型特別養護老人ホームの整備計画について
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	協議事項1 意見聴取 協議事項2 保留（調査票の正式な内容確認については後日再確認） 協議事項3 承認
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。)	事務局 連絡事項 開会 報告事項1 平成22年度第1回介護保険運営協議会会議結果について 事務局 説明 会長 質問はあるか。 委員 なし 協議事項1 北部地域包括支援センター事業者の選定について 事務局 説明（地域福祉課長） 会長 質問はあるか。 委員 1位から4位までの点差が20点となっているが、この点差について大きいと考えるか、小さいと考えるか。 会長 満点が100点ではなく95点なのはなぜか。 事務局 点数については、要項9条のとおり1項目5点満点で19項目あるため満点が95点となっている。点差の20点については、差は小さいと感じている。 委員 市としては、どういう事業者が包括としてふさわしいと考えるか。医療法人は、事業者とのネットワークができていないと感じる。NPO法人は、財政面では不利と感じる。 事務局 医療法人について、市の現状として医療と介護の連携は薄いと感じる。これを機会に医療との連携が深まることを期待す

	会長	る。NPO法人については、確かに資金計画では不利だが、人件費等は安いので有利な面もある。
	事務局長	ほかに質問はあるか。
	事務局	最高点の610点については、市としては想定していた範囲か。
	事務局	5段階なので3点が基準になるため妥当であるとする。
	事務局	市としては、点数のとおり決定をする予定か。
	事務局	この協議会の意見を踏まえて、再度、選定委員会を開いて決定する。
	委員	事業所の規模で点数に差が出ていると思う。順位だけでは決められない。
	会長	ほかに質問はあるか。
	委員	順位をひっくり返すのは難しいと思う。事業所の規模が大きければ、市としても安心感があると思う。順位で決めるのも仕方がないのではないか。
	会長	資産状況では10点の差があるが、これは事業所の規模に左右されている。事務局としてはどの項目に比重を置いているか。
	委員	資産状況についても、資産の内容だけなので事業所規模の大きいところの点数が高くなる。
	委員	応募件数は4件だけか。
	事務局	4件だけである。
	委員	評価のため各事業所を訪問したか。
	事務局	施設はこれから建設するので訪問していないが、応募法人についてはよく知っている法人である。
	事務局	(応募法人の運営する事業所名について説明)
	会長	すべて市内にあるのか。
	事務局	市内にある。
	会長	ほかに質問はあるか。
	委員	どの項目に比重を置くかというところで、資産状況では10点の差が出ているが、職員体制や提供するサービスの特色等ではあまり差がないということか。
	事務局	それほど差はない。
	委員	事業所の場所については、エリア内であればどこでもよいのか。
	事務局	北部地域なので、新青梅街道の北側になる。医療法人のひとつは指田医院の前のマンション、NPO法人については事業所内、もうひとつの医療法人と社会福祉法人については、りそな銀行村山支店向かいのビルを予定している。
	委員	車で来られる場合が多いと思うが駐車場とかは大丈夫か。
	事務局	それも考慮して採点している。先ほどから事業規模の大小についての議論があったが、4法人とも法律上は運営ができる団体だと判断している。また、採点をした委員は、福祉部門だけではなく、企画や財政担当の委員も含まれ、総合的に判断している。
	委員	ひとつの医療法人の事業計画の点数が19点と極端に低いがこれはなぜか。
	事務局	ほかの法人に比べ資料の内容が十分ではなかった。開始までのスケジュールがあまり書いてなかった。
	委員	ここで10点増えれば差がなかったのではないか。

会	長	各項目ごとに見てみると、項目の1と2は差がない。差があるのは項目の3、4、5になる。項目6はNPO法人の点数がよく、項目7は差がない。項目5の利用者の自立支援等の判定はどのように行われたのか。	
事	務	局	9人の委員の採点の差によるものである。項目3の(5)や項目6でNPO法人の点がいいのは、委託料や人件費が安かったからである。
会	長	項目3の(5)の委託料の積算とは具体的にはどういうことか。	
事	務	局	収支シミュレーションの収入の市委託料の額や従事者の専従者の人数によって点数に差がついている。
会	長	評価順位にとらわれず、本協議会の意見を聴いた上で、第3回選定委員会に諮ることになるのか。	
事	務	局	第9条に評価の方法と評価結果の報告について記述がある。
事	務	局長	評価順位は非常に重いということか。
事	務	局長	そのとおりである。 第4条に「介護保険運営委員会の意見を聴くものとする。」とあり、介護保険法にも同様の規定がある。この協議会の意見を聴いた上で、再度、選定委員会に諮り、最終的に市長が決定することになる。もし、協議会の意見として順位を変更するのであれば、変更する理由を提示していただきたい。
委	員	個人的な意見として、NPO法人を推薦する。理由としては、医療法人のひとつは事業所との連携が悪い。社会福祉法人は2つ目の包括になる。もうひとつの医療法人は書類に不備が多い。それに対して、NPO法人は、当該地域での実績があり、市としてもNPO法人の育成をするいい機会だと考える。	
委	員	資料を見ると、NPO法人には地代、賃貸料がないので、その分がほかの法人に比べるとほかのサービスにまわせるのでは。	
事	務	局長	NPO法人にも地代はある。
事	務	委員	ほかの法人に比べるとかなり少ない。
事	務	局長	NPO法人の項目4の利用者の安全確保や項目5の権利擁護では医療法人と大きな差がある。これは書類上の問題か。
事	務	局長	9人いる各委員の主観的な点数の差の積み重なりであると思う。1項目で9点の差があれば明らかな差として考えていいと思う。
会	長	以前、他市において指定管理の選定委員をやっていたが、1項目100点で行ったので差が出ていた。5点だと差がわかりにくいのでは。書類の書き方で決まってしまうことについて疑問がある。	
事	務	局長	市としては、提出していただいた書類で公平に判断するしかない。
会	長	会として結論を出すのは難しいので、個人的な意見としてほかにないか。	
委	員	個人的な意見として、1位の医療法人は独占的であると感じる。社会福祉法人はがんばっている。もうひとつの医療法人とNPO法人はよくわからないが、地域に根ざしているNPO法人という考えも悪くない。	
会	長	個人的な意見を次の選定委員会に反映していただきたい。	

事務局	個人的な意見ではなく、会としての意見がいただきたい。会としてまとめるのは難しいと思うが、法律等でも会としての意見を聴取することになっている。
会長	全員から意見を聴いた上でまとめたい。日常生活圏の関係では4法人とも問題ないか。
事務局	問題ない。
会長	ほかに意見はないか。
委員	4法人について情報がないので、点数で判断するしかない。地元の委員の意見を聴いていただきたい。
委員	要項で順位を決めて報告することになっているのであればそれを尊重すべきだと思うが、差が20点しかないのに決定していいのかも疑問である。もう一度ヒアリング等を実施してはどうか。
委員	どの項目に比重を置くかを考え、その項目に重点を置いて選定すべきではないか。収支シミュレーションを見ると、賃貸料に差があるのでそこを見るべきではないか。
委員	NPO法人は、規模は小さいが地域とのつながりが深く、医療法人や社会福祉法人は規模は大きく安定しているが、親密感が薄いようで迷っている。
委員	事業所規模の大小はあまり関係ないと思う。小さいところの方がよくやってくれる場合もある。
委員	私自身が介護を受ける方なので、市内の事業所についても調べている。基本的には、市で採点している順位を基本にしてもよいのではないか。
会長	ほかに意見はあるか。 私も4法人についての知識がないので、個人的な判断はできない。全体的な意見をまとめると、財政規模だけではなく、これから何をするのかという目的が重要なこと、市として小さいところを育てることも重要であること。また、点数のつけ方(5点→100点)についても今後は見直した方がよいのではないかということ。これらを考慮して選定委員会に諮っていただくという結論ではどうか。
事務局	会としての意見は、財政規模だけで考えないということ。今後は点数のつけ方を工夫してほしいという2点でよろしいか。個人の意見は別に報告する。
協議事項2	第5期介護保険事業計画策定に係る基礎調査の実施について
事務局	説明
会長	何か質問はあるか。
委員	特定高齢者を判定する基本チェックリストと連動しているのか。
事務局	調査項目は連動しており、来年度から基本チェックリストは省略してもよいことになっている。ただし、現在のチェックリストは25項目で、今回の調査票は77項目ある。毎年77項目実施するのは難しい。本市では、計画の調査と基本チェックリストは別に考えている。
委員	最近、このような調査が届いた。
事務局	今回基本チェックリストを発送している。調査項目も同じである。
委員	ニーズ調査の形式は全国统一のものか。

事務局	全国統一である。ただし、市独自の設問を追加するのは可能である。
委員	調査票は高齢者にはわかりづらい。「⇒Q2へ」は高齢者には理解できない。
事務局	市でも高齢者には厳しいと感じている。
委員	基本チェックリストも不評である。70歳以上だと丸をつけるだけでも難しい。
事務局	基本チェックリストについても、国から示されたとおりに実施している。
委員	回収率はどのくらいか。
事務局	昨年の基本チェックリスト回収率は8割強である。昨年、システムを導入し、事務処理の軽減を図ったが、記述間違いが多く、逆に手間がかかっている。
委員	文字のサイズは変更できるか。
事務局	変更できる。
委員	このサイズだと難しいと思う。
事務局	11月1日の説明後に再度提示する。
委員	このままだと厳しいと思う。
事務局	「Q」を「問」に変えるのは可能であると思う。
会長	この調査票は、国が提示するものそのものなのか。
事務局	99%間違いないと思う。
会長	「⇒Q2へ」は理解できないだろう。集計は国がするのか。市が集計して国に報告するのか。
事務局	説明を聞かないとわからない。しかし、国に報告をすることは無いと思っている。あくまでも第5期の介護保険事業計画を作るための調査である。
会長	そうであれば、もう少しわかりやすいように工夫できないか。高齢者世帯やひとり暮らしの場合は答えづらいと思う。
事務局	11月1日の説明後に判断したい。
委員	記名式なのか。
事務局	基本チェックリストとして代用する場合は記名式になるが、本市は別々に考えているので、無記名で考えている。
委員	この設問で市の課題はわかるのか。
事務局	日常生活圏域ごとのニーズが把握できると考えるが、どのように活用すればいいのかは説明を聞かなければわからない。
委員	丸をつけて出せば、自分の状況がわかるのか。
事務局	それは基本チェックリストである。これは計画の基礎調査である。
会長	11月1日の説明では、新たに調査票が示されるのか。
事務局	これは、独自のルートで手に入れたものである。99%この調査票である。
会長	説明後に市の独自設問を加えたものを送ってもらえるのか。
事務局	そう考えている。そして意見をいただきたい。
会長	各委員からの意見の量にもよるが、決定はどのように行うのか。
事務局	アンケート自体は1月実施を予定している。
会長	意見の度合いによっては、再度、会議を開くこともあるということか。
事務局	その他の議題もあるので12月に実施したい。そうすれば、その場で検討ができる。

委員	12月の会議で1月にアンケートを実施することは可能か。
事務局	契約準備を考えると難しい。
会長	国に報告する必要がないのであれば、もう少しわかりやすいように工夫していく必要があると思う。
事務局	12月の会議では間に合わないので、最終的な判断を会長に一任していただくことはできないか。
会長	意見の内容によって判断したい。
事務局	いずれにしても、一度、調査票案を送って意見を聴取する。
協議事項3	広域型特別養護老人ホームの整備計画について
事務局	説明
会長	小規模特養2施設の整備計画を削除し、新たに120人規模の広域型特養を整備することへの方針変更することについて何か質問はあるか。
委員	小規模特養の計画を削除することは賛成である。広域特養の新設については時機をみた方がよいと思う。
会長	時期をみた方がよいという理由は何か。
委員	現在、厚生労働省では、従来型と新型の混合施設の場合は、二つの施設として取り扱うことを検討中である。不安定な時期なので法体系ができてからの方がよいと思う。
会長	今回方針を決めないと23年度末に竣工できないということか。
事務局	今回決めていただかないと、今年度最後の国等の補助金の協議(23年2月)に間に合わない。間に合えば、24年度末か25年度当初には竣工できる。
会長	待機者がたくさんいるので、早めに建設したいということか。
事務局	本来であれば5期計画中の着工となるが、それだと、どんなに早くても26年度末の竣工になる。現時点での5期計画期間中における建設について事前承諾をいただきたい。
会長	先ほどの委員の意見は、広域型特養を建設することに関しては反対ではないということではよろしいか。
委員	反対ではない。ただ、途中で法律が変わったために運営が苦しくなった例もある。法律が決まってからの方が手を挙げやすいのではないか。
事務局	特養は、多床室タイプと個室タイプに分かれ、多床室に個室を追加した混合型施設もある。国は、個室にも多床室の単価を適用するとしていたが、地方や事業者とも意見が対立していた。12月に省令が改正される予定で、個室には個室の単価が適用されるが、個室部分と多床室部分は別施設とみなされるようになった。これによって介護職員の兼務が認められなくなりそうである。
会長	単価の問題や別施設の取扱いになるという問題があるようだが、方針として小規模特養については削除し、広域型特養の建設について承諾することについてどうか。
委員	施設を公募すると、地方の法人が参入してくる。地方でお金を残して東京都内に施設を建設することが果たしてよいことなのか。都内に施設を建設しても、人件費等が高く運営ができなくなっているところもある。このような公募制度には疑問がある。また、都から借りた資金を返せないで滞納してい

		<p>る法人もある。従来型の単価がこのまま適用されるかもわからないので今決定するのは危険だと思う。それよりも、村山団地を上手に利用すれば、低資金で質の良いサービスが提供できる。</p>
事務局		<p>厳密にいうと公募ではない。小規模特養の場合は、都の補助金を、市を経由して補助をする間接補助金であったため公募としたが、広域型特養は間接補助ではないため公募はしない。ただし、早い者勝ちでもなく、年内まで申請を受け付け、申請法人の中から決めるので、実態は公募とそれほど変わらない。</p>
委員		<p>それでは、土地から見つけろということか。</p>
事務局		<p>そういうことである。</p>
委員		<p>公募の場合、自治体が土地を提供するのが普通である。</p>
事務局		<p>直接、都に申請することになる。事業計画の関係があるので、都から意見は求められるが、広域型の場合は市とのかわりあいはいは少ない。</p>
会長		<p>運営する法人は都が決めるということか。</p>
委員		<p>まず、市と事前協議をする。その後、法人は都に計画書を提出する。計画書の提出を受けた都は、市に対して意見書を求めてくる。</p>
事務局		<p>施設建設は、介護保険料に大きく影響するので、市の事業計画に載っているかどうかである。計画に載ってなければ都も許可しない。しかし、今現在、第5期計画はないので今回協議していただきたい。</p>
委員		<p>半分手を挙げているところがあるということか。</p>
事務局		<p>今日、承諾をいただければ、明日から申請を受ける。</p>
委員		<p>前提となる法人はあるのか。</p>
事務局		<p>今日現在はない。</p>
会長		<p>明日以降、いくつかの法人に連絡をするということか。</p>
事務局		<p>市内の社会福祉法人には、明日以降説明に伺う。</p>
会長		<p>書類は都へ提出するよう指導するのか。</p>
事務局		<p>その前に、市に事前協議が必要である。</p>
委員		<p>市との話が整わないと都は受け付けない。</p>
事務局		<p>ここで承諾をいただかないと事前協議ができない。承諾をいただかないと計画にはないので断るしかない。</p>
会長		<p>ここまでで何か意見はあるか。</p>
委員		<p>120床だと36が個室であるとは多床室になるのか。</p>
事務局		<p>割合が逆である。多床室が3割である。</p>
委員		<p>それだと実現不可能である。本市では個室全室は埋まらない。</p>
事務局		<p>国の考えは全室個室が基本である。東京都は3割まで多床室を認めている。</p>
委員		<p>新しくできたグループホーム2ユニットにはどのくらい入居しているか。</p>
事務局		<p>14人である。</p>
委員		<p>個室だと、介護保険料、1割負担、食費、光熱水費及び個室料で月に17万円かかる。特養の多床室であれば月7万円くらいである。20万円以上払える人は有料老人ホームがある。低所得の人は月に17万円は払えないので、多床室しかない。</p>

	<p>本市の需要は圧倒的に低階層の人が多い。7割個室だと無理である。今の法律だと家賃の減免もできない。個室だと生活保護も受けられない。</p> <p>事務局 多床室の必要性は市もわかっているので、都が認める最大の3割で考える。</p> <p>会長 120床で7割が個室だとすると部屋数はいくつになるか。</p> <p>委員 50部屋くらいではないか。</p> <p>事務局 120床にした理由としては、小規模特養2施設で58人であったので、市民60人、市外60人とした。</p> <p>委員 経営者としては難しい。</p> <p>事務局 八王子の小規模特養を見学に行ったが、月23万の設定でかなり苦戦していた。</p> <p>会長 特養で月23万か。</p> <p>事務局 小規模特養である。</p> <p>委員 団地であれば在宅サービスなので家賃扶助も受けられ、金がかからない。</p> <p>事務局 その話も計画に載っていなければ難しい。市としては待機高齢者を解消したいので承認をいただきたい。</p> <p>会長 難しい問題もあるが、小規模特養の削除と新たに広域型特養を整備することについて承認してもよろしいか。</p> <p>委員 (承認)</p> <p>会長 委員から出た意見を踏まえて綿密に進めていただきたい。</p> <p>協議事項4 その他</p> <p>事務局 次回日程調整</p> <p>会長 次回は12月9日(木)の6時か6時30分からとする。</p> <p>終了</p>
--	---

会議の公開・非公開の別	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 ※一部公開又は非公開とした理由	傍聴者： <u>0</u> 人
	()	

会議録の開示・非開示の別	<input checked="" type="checkbox"/> 開示 <input type="checkbox"/> 一部開示 (根拠法令等：) <input type="checkbox"/> 非開示 (根拠法令等：)
--------------	---

庶務担当課	健康福祉部高齢福祉課 (内線：632)
-------	---------------------